

バイオプラスチック導入ロードマップ検討会 開催要領

1. 背景

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、これに基づく施策を進めていくこととされた。

これを受け、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、環境・エシカル的側面、生分解性プラスチックの分解機能の評価を通じた適切な発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）やリサイクル調和性等を整理しつつ、用途や素材等にきめ細かく対応した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定し、静脈システム管理と一体となって導入を進めていくとともに、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指すことが掲げられた。

本ロードマップ策定にあたって、各主体の意見を広く聴取したうえで、その内容について検討するため、「バイオプラスチック導入ロードマップ検討会」を設置することとする。

2. 検討事項

- (1) バイオプラスチック導入ロードマップに係る事項
- (2) その他

3. 議論の進め方

- ・本検討会は公開で行うこととし、令和2年度内に数回開催する。
- ・議事概要として個別の発言等の概要を出席者の確認を得た上で公表する。

4. 構成等

- (1) 本検討会は、バイオプラスチックに関する実務者及び有識者等のうちから、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室の同意を得て三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が委嘱する。
- (2) 本検討会の運営に関する事務は、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室が行う。